

平成27年5月19日  
林 野 庁

平成26年度 民間競争入札実施事業  
一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか）の実施状況について

## I 事業の概要

公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された一般定期健康診断等業務（関東森林管理局の本局ほか。以下「本業務」という。）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づき、以下の内容により平成26年6月から民間競争入札を実施している。

### 1 事業内容

本業務は、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）、「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」（昭和62年12月25日付け職福-691）、「農林水産省職員健康安全管理規程」（平成15年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号）、「農林水産省職員健康安全管理規程の運用について」（昭和49年2月12日付け48厚第1440号）によるほか、「一般定期健康診断等について」（平成25年3月25日付け24林国職第206号林野庁職員・厚生課長通知）、「振動機械を使用する職員の健康診断について」（平成25年3月26日付け24林国職第207号林野庁職員・厚生課長通知）に基づき、一般定期健康診断、特別定期健康診断及び運動機能検査の各業務について、企画立案を行い、関東森林管理局の本局等との総合的な調整・有機的連携を図りながら、業務全体を適切に実施するものである。

### 2 契約期間

平成26年6月16日から平成28年2月26日（1年9か月間）

### 3 受託事業者

一般財団法人 産業保健研究財団

### 4 受託事業者決定の経緯

本業務の受託事業者の決定については、本業務に係る「一般定期健康診断等業務における民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に基づき、入札参加者（2者）から提出された提案書について、関東森林管理局の本局に設置している入札参加資格審査会において審査を行い、いずれの入札参加者も、実施要項別表4「提案書評価基準書」に基づく要件を満たしていた。

入札は、平成26年5月30日に執行し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した上記3の受託事業者が落札者となった。

## II 確保されるべき事業の質の達成状況及び評価

### 1 確保されるべき事業の質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき事業の質として求められるものは、以下のとおりである（実施要項1の1.1の(5)）。

#### (1) 安全・安心の確保

ア 本業務において使用する機器等の不備等に起因する人身事故又は物損事故の発生がないこと（0回）。

イ 本業務の不備に起因する問題により、検査開始時間が遅延したり妨げられたり検査が中断したりすることがないこと（0回）。

ウ 本業務の不備に起因する検査漏れがないこと（0回）。

エ 検査時や検査結果、検査データ等を整理する際に、取り違え事故等がないこと（0回）。

オ 検査、診察等において、受診者からプライバシーの配慮等に関する苦情がないこと（0回）。

カ 事故発生時、受診者の急変時等に救急体制の不備に起因する問題が生じないこと（0回）。

キ 本業務の不備に起因する個人情報等の漏洩がないこと（0回）。

#### (2) 業務実行体制の確保

ア 一般定期健康診断等について、検査スケジュールからの遅延がないこと（0回）。

イ 検査の待ち時間の状況等進行状況に応じて検査を柔軟に実施し、指定された時間を超えることがないこと（0回）。

### 2 平成26年度の実施状況及び評価

本業務の確保されるべき事業の質の達成状況の確認については、実施要項別表1に定める民間競争入札対象箇所において、監督職員及び検査職員（以下「監督職員等」という。）が実施状況に関する調査を行った結果、上記の「安全・安心の確保」7項目及び「業務実行体制の確保」2項目の全ての項目に係る事項の発生回数は「0回」となっており、確保すべき質の水準は満たしている（別添「民間事業者による対象公共サービスの実施状況」参照）。

なお、監督職員等が行う調査は以下のとおりである（実施要項8の(1)の2)）。

(1) 監督職員は、受託事業者からの報告事項の受理、協議承諾、契約書に基づく業務進捗の管理、立会い、実施要項別表6「実施状況調査表」による実施状況に関する調査等を行う。

(2) 検査職員は、本業務の契約に係る部分検査又は完了検査及び別表6「実施状況調査表」による実施状況に関する調査結果の確認等を行う。

### Ⅲ 実施経費の状況及び評価

#### 1 対象公共サービスの実施に要した経費

| 項 目                 | 金 額 (税抜き額)        |
|---------------------|-------------------|
| 従来の実施経費 (A)         | 17,032千円 (平成25年度) |
| 平成26年度実施経費 (B)      | 15,840千円          |
| 削減額 (A) - (B) (C)   | 1,192千円           |
| 削減率 (C) / (A) × 100 | 7%                |

#### 2 評価

平成25年度の実施経費と比較して、第1期（平成26年度）において削減額1,192千円、削減率7パーセントの経費削減の効果があつたところである。

平成26年度の延べ受診者数（9,310人）は、平成25年度の延べ受診者数（9,682人）より372人減少しているところであるが、仮に受診者数が同数であつた場合であっても、削減額901千円、削減率5パーセントの経費削減となつたところである。

第2期（平成27年度）事業においても、引き続き同程度の削減効果が期待できるところであり、経費節減効果があつたものと評価できる。

また、1者応札であつた平成24年度の実施経費（21,910千円）との比較では、削減額6,070千円、削減率28パーセントの経費削減となつた。

なお、これまで、一般定期健康診断と運動機能検査を別々の日に実施していたところを、受託事業者の提案により、一部の事務所等において、運動機能検査と一般定期健康診断とを併せて実施した結果、当初計画していた検査日数を3日間短縮することができ、健診車移動費等を600千円削減できた。

### Ⅳ 民間事業者からの改善提案による実施事項

#### 1 改善状況等

本業務は、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及びその関連通知に基づき、一般定期健康診断等に係る定型的な検査項目を検査するものである。

本業務の実施に当たっては、森林管理署等の会議室等を使用するため、限られた検査スペースでの実施となるなど、受託事業者から業務実施に係る改善提案は難しい面があるものの、受託事業者から改善提案があつた事項で実施したものは以下のとおり。

##### (1) 専用問診票の作成・使用

きめ細かな健康指導を行うために、実施要項に定める問診票に代えて、より詳細な現病歴、既往歴、定期的通院、自覚症状、嗜好、日常生活等に関する情報についてチェックする問診票を使用した。

## (2) 検査結果の電子データ化

検査結果の集計等の効率化のため、職員ごとの健康診断結果報告書に加え、①所属別個人別の検査結果のデータ表、②所属別個人別の検査実施項目ごとの経費内訳表の電子データを作成した。

## (3) 女性職員への配慮

女性職員の受診時（身長・体重等の身体的な検査）において、個人のプライバシー保護を念頭に、受診者と受診待ちをしている他の職員について、一定間隔を保つこととした。

また、心電図検査受診の際の脱衣において、周囲から見えないよう専用のカーテンを使用した。

## 2 評価

本業務については、男性職員及び女性職員を同一日に集中的に実施するものであり、男性職員が多数となっている状況の中で、検査実施時における女性職員のプライバシーが確保できた。

また、本業務を通じて、病気の早期発見、早期治療のみならず、職員自らが検査結果を有効に活用することにより生活習慣の改善を促し、病気を予防することが期待されており、医師による詳細な問診票に基づく「きめ細かい」指導・助言を行うことができた。

加えて、検査結果の電子データ化により、検査漏れの確認、集計等を効率的に行うことができ、検査終了時や完了検査時等における事務処理の軽減ができた。

## V 評価のまとめ

一般定期健康診断、特別定期健康診断及び運動機能検査の各検査について、検査日の遅延、検査漏れ、検査データの修正も無く、円滑かつ適正に実施され、確保されるべき事業の質として求められる事項は全項目において達成されている。

また、受託事業者による効率的な検査実施により、当初計画していた健診車移動費等を削減することができ経費の削減効果もあった。

事業実施期間を通じて、女性職員への配慮等がなされるなど、受託事業者からの改善提案による取組が行われた。

## VI 今後の方針

1 事業全体を通じた実施状況は、以下のとおりである。

(1) 事業実施期間中に、受託事業者が業務改善指示等を受けた事実、業務に係る法令違反行為等を行った事実はない。

- (2) 関東森林管理局には、外部有識者で構成された「入札等監視委員会」が設置され、入札及び契約の点検・見直し等を行っており、同委員会の枠組みの中で事業実施のチェックを受ける体制が整っている。
- (3) 本業務の入札について、平成24年度以前は1者の応札であったが、平成26年度は2者の応札があり、競争性は確保されている。
- (4) 対象公共サービスの確保されるべき事業の質に係る達成目標について、目標を達成している。
- (5) 従来の実施経費（平成25年度）からの節減額は、第1期（平成26年度）において、削減額約1百万円、削減率7パーセントと節減されており、第2期においても、平成26年度と同程度の削減額が期待できる。

2 上記のとおり、本業務については、良好な実施結果が得られており、法に基づく民間競争入札（市場化テスト）を終了する基準を満たしていることから、市場化テストを終了し、平成28年度以後の事業実施に当たっては、関東森林管理局の責任において入札・契約を実施することとしたい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、公共サービスの質の向上、コスト削減等に努めてまいる考えである。

# 民間事業者による対象公共サービスの実施状況

林野庁国有林野部管理課

平成27年5月19日

|  |  |                 |                        |
|--|--|-----------------|------------------------|
| <b>1 対象公共サービスの事業名</b>  |  |                 |                        |
| 一般定期健康診断等業務(関東森林管理局本局ほか)【平成26年度実施分】  |  |                 |                        |
| <b>2 対象公共サービスの内容</b>   |  |                 |                        |
| <p>人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)、「人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の運用について」(昭和62年12月25日付け職福-691)、「農林水産省職員健康管理規程」(平成15年農林水産省、林野庁、水産庁訓令第2号)、「農林水産省職員健康管理規程の運用について」(昭和49年2月12日付け48厚第1440号)によるほか、「一般定期健康診断等について」(平成25年3月25日付け24林国職第206号林野庁職員・厚生課長通知)、「振動機械を使用する職員の健康診断について」(平成25年3月26日付け24林国職第207号林野庁職員・厚生課長通知)に基づき、一般定期健康診断、特別定期健康診断及び運動機能検査の各業務について、企画立案を行い、関東森林管理局の本局等との総合的な調整・有機的連携を図りながら、業務全体を適切に実施するものである。</p> |  |                 |                        |
| <b>3 確保すべき対象公共サービスの質の確保の状況</b>   |  |                 |                        |
|  |  | 平成26年6月～平成27年3月 |                        |
|  |  | 確保すべき対象公共サービスの質 | 実績                     |
|  |  | 実績の測定時期         |                        |
| (関東森林管理局(本局ほか18箇所):一般財団法人 産業保健研究財団)  |  |                 |                        |
| 安全・安心の確保   | 本業務において使用する機器等の不備等に起因する人身事故又は物損事故が発生していないか。        | 発生していない(0回)。    | 一般定期健康診断等実施時に確認        |
|  | 本業務の不備に起因する問題により、検査開始時間が遅延したり妨げられたり検査が中断したりしていないか。 | 発生していない(0回)。    | 同上                     |
|  | 本業務の不備に起因する検査漏れはないか。                               | 発生していない(0回)。    | 一般定期健康診断等実施時及び完了検査時に確認 |
|  | 検査時や検査結果、検査データ等を整理する際に、取り違い事故等がないか。                | 発生していない(0回)。    | 同上                     |
|  | 検査、診察等において、受診者からプライバシーの配慮等に関する苦情がないか。              | 発生していない(0回)。    | 一般定期健康診断等実施時に確認        |
|  | 事故発生時、受診者の急変時等に救急体制の不備に起因する問題が生じていないか。             | 発生していない(0回)。    | 同上                     |
|  | 本業務の不備に起因する個人情報等の漏洩はないか。                           | 発生していない(0回)。    | 一般定期健康診断等実施時及び完了検査時に確認 |
| 実行体制の確保  | 一般定期健康診断等については、検査スケジュールから遅延はないか。                   | 発生していない(0回)。    | 一般定期健康診断等実施時に確認        |
|  | 検査の待ち時間の状況等進行状況に応じて検査を柔軟に実施し、指定された時間を超えることはないか。    | 発生していない(0回)。    | 同上                     |
| (注記事項)   |  |                 |                        |
| <p>「実績」欄の記述内容は、「安全・安心の確保」及び「実行体制の確保」の各事項の発生状況について、一般定期健康診断等実施時及び完了検査時の確認状況を記載。<br/>         なお、確保すべき質として求められる事項の発生実績は、いずれも「0回」であり、適正に実施されていることは評価される。</p>  |  |                 |                        |
| <b>4 対象公共サービスの実施に要した経費(税抜)</b>   |  |                 |                        |
| (関東森林管理局(本局ほか18箇所):一般財団法人 産業保健研究財団)  |  |                 |                        |
| 支払額  |  |                 | 15,840千円               |
| (参考)落札額  |  |                 | 33,767千円               |
|  |  | (2力年分)          |                        |
| (注記事項)   |  |                 |                        |
| 支払額は、平成26年度中に支払われた金額の総額。   |  |                 |                        |